

III. 区内で起業する方に

1. 創業支援

① 創業支援事業計画

区内で創業支援を行う関係機関と連携し、創業に関する支援事業を実施しています。この取組は、「産業競争力強化法」に基づく創業支援事業計画として国の認定を受けています。

①連携事業者

■東京商工会議所中央支部 ☎ 03 (3538) 1811

〈実施事業〉創業相談、創業支援セミナー、創業者交流会、創業支援メールマガジン

■日本政策金融公庫東京中央支店 ☎ 03 (3553) 3443

〈実施事業〉創業支援融資、創業相談、創業者向けメールマガジン

②特定創業支援事業

1か月以上4回以上に渡って、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を習得する事業です。次の2事業を実施しています。

■出張経営相談（創業相談）

中小企業診断士が希望の場所に出向いて創業のご相談を受けます。年度内5回まで無料でご利用いただけます。

■起業家塾

区内で起業を目指している方や、起業後5年未満の方を対象に、起業や経営に必要な基本的知識を習得するためのセミナーです。年1回、9月～10月頃に実施しています。詳細は区ホームページにてお知らせします。

③優遇措置

特定創業支援事業による支援を受け、区内で創業予定の方は、証明書の交付を受けることができます。証明書により、以下の優遇措置を受けられます（令和3年9月現在）。

・会社設立時の登記にかかる登録免許税が軽減されます。（創業した日以後5年を経過していない個人が会社を設立する場合でも対象となります。）

・創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例が、事業開始6か月前から利用の対象になります。

・国や東京都の創業に関する補助金の申請が可能となります。

④証明書発行

上記の証明書の交付を受けたい方は、特定創業支援事業を受けた後に所定の申請書に記入・押印のうえ、下記担当窓口まで郵送または持参にてご提出ください。

問合せ先 中央区役所商工観光課中小企業振興係 ☎ 03 (3546) 5487

U R L <https://www.city.chuo.lg.jp/sigoto/kigyonosinko/sougyousienjigyoku.html>
 トップページ「商工業」→「企業の振興と助成」
 →「創業支援事業」



4. 起業時に許認可が必要となる主な業種一覧

業 種	内 容	受付窓口
飲 食 店	飲食店営業許可	保健所
ホ テ ル ・ 旅 館	旅館業営業許可	
理 ・ 美 容 院	理・美容所開設届出	
ク リ ー ニ ン グ 店	クリーニング所開設届出	
リ サ イ ク ル ショップ・古本屋・ 骨 董 品	古物商許可	各警察署
警 備 業	警備業認定	
探 偵 業	探偵業開始届出	
不 動 産 業	宅地建物取引業免許	東京都住宅政策本部
建 設 業	建設業許可	東京都都市整備局市街地建築部
旅 行 業	第一種旅行業登録	観光庁または関東運輸局観光部
	第二種・第三種・地域限定旅行業登録	東京都産業労働局観光部
旅 行 代 理 業	旅行業者代理業登録	東京都産業労働局観光部
介 護 事 業	介護事業指定	(公財) 東京都福祉保健財団
産 業 廃 棄 物 処 理 業	産業廃棄物処分業許可、 産業廃棄物収集運搬業許可	東京都環境局資源循環推進部
ペ ッ ト シ ョ ッ プ	動物取扱業登録	東京都福祉保健局動物愛護相談センター
ト ラ ッ ク 運 送 業	一般貨物自動車運送事業許可	関東運輸局東京運輸支局
軽トラ・バイク運送業	貨物軽自動車運送事業経営届出	
タ ク シ ー 業	一般乗用旅客自動車運送事業許可	
自 動 車 分 解 整 備 業	自動車分解整備事業認証	
人 材 派 遣 業	労働者派遣事業許可	厚生労働省東京労働局
酒 屋	酒類小売業免許	各税務署

I 経営の
相談・診断

II 融資制度の
ご案内

III 区内で起業する
方に

IV いきいきとした
企業活動のため

V 安心して働け
るために

VI 国からの情報

VII 資料

VIII 商工業関係
機関一覧